

令和 **7** 年度税制改正に関する提言
—日本経済を成長型の新たなステージへ—
概要

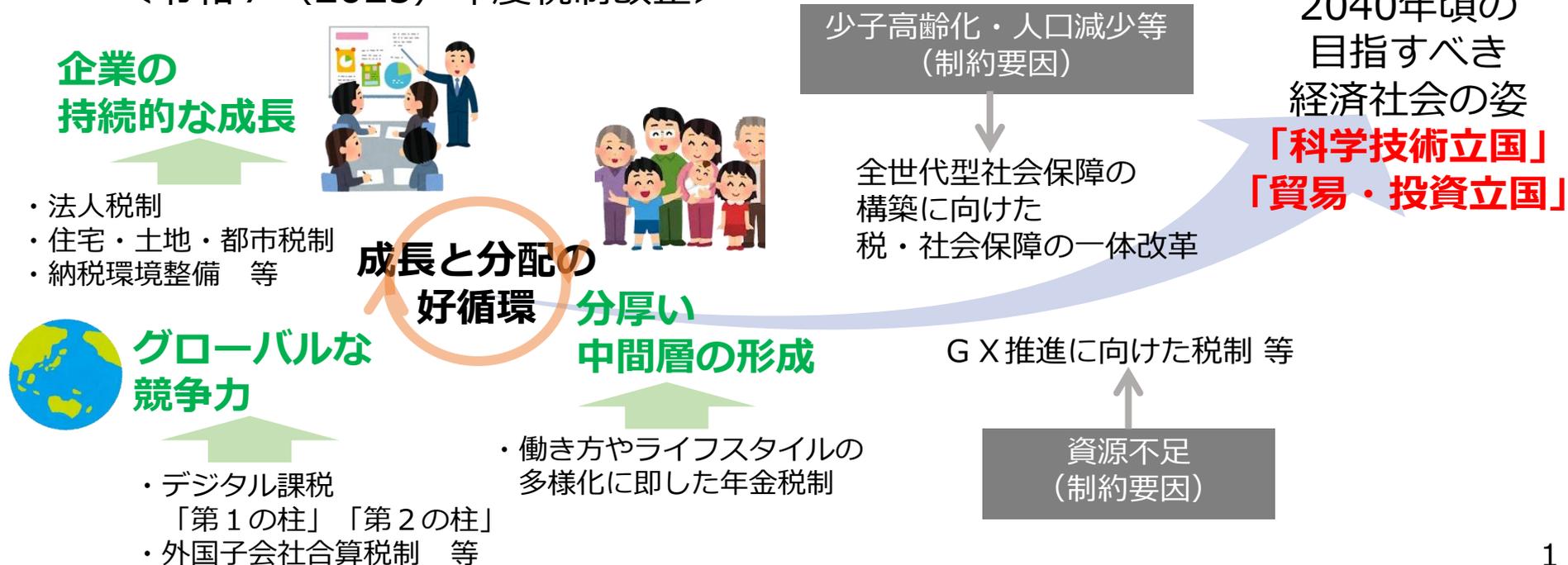
2024年10月3日

一般社団法人 **日本経済団体連合会**

I. はじめに

- 過去最高水準の設備投資、30年ぶりの高水準の賃金引上げなど、歴史的な転換点を迎える中、デフレから完全に脱却し、日本経済を成長型の新たなステージに移行させることが重要
- 企業の持続的な成長を支える基盤として、税制面で求められる対応を着実に実施することが不可欠。分厚い中間層の形成の一環として、次期年金制度改正に合わせ、働き方やライフスタイルの多様化に即した年金税制の構築が必要
- 国際課税においては、経済のデジタル化に伴う課税上の課題に係る制度設計にあたり、企業の事務負担等の予見可能性の確保が重要。外国子会社合算税制（CFC税制）についても、引き続き事務負担の軽減・簡素化が重要
- 中長期的な視点から、わが国の制約条件の克服に向け、全世代型社会保障の構築に向けた税・社会保障の一体改革、GXの推進に向けた税制なども検討

<令和7（2025）年度税制改正>



Ⅱ. 企業の持続的な成長を支える税制

1. 法人課税のあり方

(1) 「成長志向の法人税改革」の振り返り

- ✓ 「成長志向の法人税改革」実施後の平成27年度以降、国内投資の拡大、賃金引上げへの取組みが着実に進展
- ✓ 法人税改革は、ほぼ税収中立で実施されたものの、法人税率の引下げが企業活動の活性化を後押しした可能性は否定できないと考えられる。また、改革の効果が明確に現れるまでには長い時間を要することが想定されるため、効果については、足もとの国内投資拡大、賃金引上げの動きなどを見極めた上で評価を行うべき

(2) 国内投資拡大・研究開発推進や賃金引上げを後押しする法人課税のあり方

- ✓ 企業による国内投資の拡大や研究開発の推進、賃金引上げの取組みを後押しする観点から、法人課税のあり方を検討すべき
- ✓ 税率については、国際的なイコールフットィングの観点から考えるべき。わが国の法人実効税率が主要国の中で依然として高い水準にあることや、防衛力強化に係る税制措置が予定されていることに留意が必要
- ✓ 課税ベースについては、「成長志向の法人税改革」の中で、その拡大が行われてきたことに留意すべき
- ✓ 租税特別措置については、投資等へのインセンティブ付与の手段として、今後も活用していく必要がある。EBPMの観点から租税特別措置の効果検証は必要である一方、投資に係る意思決定から実行に至るまでの期間など、企業における投資の実態やタイムラグも踏まえた上で、検証を行うべき

(3) 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置に対する考え方

- ✓ 国民理解の確保が不可欠であり、付加税による法人実効税率への影響、企業による国内投資や賃金引上げの状況を十分に踏まえるべき。税収の動向や、防衛予算の執行状況等も勘案すべき

II. 企業の持続的な成長を支える税制

2. 法人税制等の諸課題

(1) 企業価値向上に向けた組織再編による事業ポートフォリオの見直し

- ✓ パーシャルスピノフ税制の本則化
- ✓ スピノフに係る所要の措置（グループ通算制度採用会社の分配資産割合の算出方法）

(2) インセンティブ報酬の活用拡大

- ✓ 「業績連動給与」の対象の拡大

(3) リース会計基準改正への対応

- ✓ 企業の実務上、税務と会計の取扱いに差異が生じることがないように、法人税、消費税、法人事業税付加価値割（外形標準課税）等において、必要な対応を行うべき

(4) DX・イノベーションのさらなる推進

- ✓ DX投資促進税制、5G導入促進税制のあり方の検討
- ✓ イノベーションボックス税制の拡充の検討 等

(5) 期限切れ租税特別措置の延長等

- ✓ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実
- ✓ 減耗控除制度の延長・拡充
- ✓ 地域未来投資促進税制の延長・拡充
- ✓ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長等
- ✓ 中小企業税制の延長・拡充等
- ✓ 有利発行課税の見直し
- ✓ 投資法人に係る税制措置の整備
- ✓ 2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた税制上の所要の措置 等

Ⅱ. 企業の持続的な成長を支える税制

3. スタートアップの振興

- ✓ エンジェル税制のさらなる拡充（再投資期間の延長）

4. 住宅・都市・土地税制

- ✓ 子育て世帯等に対する住宅ローン減税の借入限度額に係る措置の延長
- ✓ 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の延長
- ✓ 産業用地整備に係る税制上の措置 等

5. 地方税

- ✓ 電気供給業・ガス供給業における法人事業税の課税標準の見直し
- ✓ 地方法人所得課税のあり方を見直し
- ✓ 事業所税の整理・統合・簡素化

6. 納税環境整備・その他

（1）国税に関するデジタル化

- ✓ e-Taxの利便性向上
- ✓ 税務調査等のデジタル化
- ✓ 事業者のデジタル化に向けた取組み

（2）地方税に関するデジタル化

- ✓ 地方税関係通知、申告・申請手続、納付手続のデジタル化
- ✓ 国税・地方税の情報連携

等

Ⅲ. サステイナブルな経済社会の実現に向けた税制

1. 分厚い中間層の形成に向けた税制

(1) 働き方やライフスタイルの多様化に即した年金税制の構築

- ✓ 企業型確定拠出年金の拠出限度額の引上げ
- ✓ 特別法人税の撤廃

(2) 全世代型社会保障の構築に向けた税・社会保障の一体改革

- ✓ 社会保障制度の持続可能性の確保に向け、税・社会保障一体での改革の推進が必要
- ✓ 社会保障の財源は、現状、社会保険料への依存が大きく、現役世代に負担が偏る
- ✓ 公正・公平の観点から、年齢にかかわらず、負担能力に応じた負担（応能負担）を徹底すべき。金融資産等も負担能力として勘案しながら、税も含めた様々な財源の組み合わせによるバランスの取れた負担のあり方を検討していくべき。そうした観点から、銀行口座へのマイナンバー付番の義務化についても、あわせて検討を開始すべき
 - ・消費税は、広く全世代の国民全体が負担することなどから、社会保障財源としての重要性が高く、中長期的な視点からは、その引上げは有力な選択肢の1つ
 - ただし、応能負担の観点から逆進性対策（低所得層への給付等）の実施や、景気への影響に対する留意が必要。実施時期と上げ幅は、経済情勢を踏まえて検討

(3) 金融・証券・保険税制

- ✓ 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充
- ✓ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長
- ✓ 上場株式・公募株式投資信託に係る相続税評価等の見直し
- ✓ 金融所得課税のさらなる一体化（デリバティブ取引と上場株式等との損益通算化）
- ✓ NISAの利便性のさらなる向上（累積投資勘定等の設定後10年を経過した日における顧客の所在地確認の廃止または簡素化）

Ⅲ. サステイナブルな経済社会の実現に向けた税制

2. GX推進に向けた税制

(1) エネルギー関係諸税の総合的な見直し

- ✓ 「成長志向型カーボンプライシング」（排出量取引制度、化石燃料賦課金）の制度設計等を踏まえつつ、既存のエネルギー関係諸税の総合的な見直しを進めるべき
- ✓ 地球温暖化対策税の見直し、原料用途免税の本則非課税化、消費税と石油諸税の適切な調整措置（二重課税の解消）等

(2) GXに積極的な企業への支援

- ✓ GX推進に資する既存の税制（戦略分野国内生産促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制）の拡充
- ✓ 環境負荷の少ない製品への優遇（ニートSAF（SAF※の原料）及びわが国企業が参画する海外事業で生産したSAFの輸入に係る石油石炭税の減免、低燃費航空機材の導入に対する税額控除等）
- ✓ GXに資する設備投資で取得した償却資産に係る固定資産税の減免

※持続可能な航空燃料

3. 自動車関係諸税

(1) 令和7年度税制改正で実現すべき事項

- ✓ 原動機付自転車の道路運送車両法及び道路交通法の施行規則改正に合わせた軽自動車税における種別等についての所要の見直し
- ✓ 自動車税環境性能割に係る措置の延長等（ノンステップバス等のバリアフリー車両に係る特例措置等）

(2) 中期的課題

- ✓ 今後2年間で国民的な議論を行い、「自動車からモビリティへの進化に伴う新しい社会価値の創出」と「マルチパスによる保有も含めたCO2削減」に資するよう、簡素化・負担軽減を前提に、新たな時代に適した公平・簡素な自動車税制に抜本的に見直すべき

IV. 企業のグローバル活動を下支えする税制

1. 経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策「第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）」、「第2の柱（グローバル・ミニマム課税）」に係る国際合意及び国内法制化と円滑な実施等

- ✓ 第1の柱の利益Aは、利益B（移転価格の簡素化・合理化アプローチ）の未解決の部分とあわせて利益Aと利益Bとの相互依存性が明確にされた上で、2024年中の早いタイミングで多国間協定（MLC）の成案の合意および早期の発効を期待
- ✓ 利益Bは価格調整金による対応等についてガイダンスが提示されることが重要
- ✓ 「第2の柱」では、追加の実施ガイダンスの改定等を踏まえた国内法制化の際も、企業の実務負担を軽減する観点を引き続き重要
- ✓ QDMTTの国内法制化については、GloBE情報申告書などの様式も踏まえつつ、できる限り追加的な申告事項が少なくなるかたちで制度を設計すべき。QDMTTの導入の必要性については、他国からのUTPRの発動の関係や情報申告の場面も念頭に、QDMTTがない場合に問題となるケースがないかよく検討すべき

2. 外国子会社合算税制（CFC税制）の見直し

- ✓ 外国子会社・本邦親会社の決算時期が異なる場合を念頭においた合算時期の見直し
- ✓ 国別実効税率の計算・租税負担割合の計算等に係る情報の利活用
- ✓ 連結納税単位での判定の採用、非課税所得の取扱い明確化、ペーパーカンパニー等への税務調査執行アプローチの見直し、非関連者基準に係る物流統括会社特例の見直し
- ✓ 子会社の現地所得及び非課税所得の合計額がゼロ以下となる場合における適用免除
- ✓ ペーパーカンパニーの除外特例の見直し、決算期が12ヶ月を超える場合の計算の見直し
- ✓ CFC税制の抜本的な見直しに向けた検討

3. 租税条約

- ✓ グローバルサウスの各国等も含め、源泉税の減免等を念頭に租税条約を新規締結・改定